公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターインフルエンザ予防接種助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、会員及び同居の家族（以下「会員等」という。）に対する疾病予防施策の一環として、インフルエンザ感染による発病又はその重症化を防止するため、会員等がインフルエンザ予防接種（以下「予防接種」という。）を受けた場合、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター(以下「センター」という。)が、その費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

（助成の対象者）

第２条　助成金の交付を受けることができる者は、現に、予防接種を受けた会員等とする。

（助成対象となる接種回数）

第３条　助成金の交付の対象となる接種回数は、前条の会員等に対し、１年度内に１回とする。

（助成金の額）

第４条　助成金の額は、会員等が医療機関に支払った予防接種に係る費用のうち、次のとおり助成する。ただし、会員等の予防接種助成額は、年度内２，０００円を限度とする。

(1)　会員　　１，０００円

(2)　同居の家族１人につき　　５００円

２　前項の規定にかかわらず、予防接種において助成金以外の助成等を受ける会員等に対しては前項に規定する助成金の額から助成金以外の助成額等を控除した額を助成するものとする。

（助成金の請求方法）

第５条　助成金の交付を受けようとする者は、予防接種した日から２年以内に予防接種助成金交付請求書により理事長に請求するものとする。

２　前項の請求をするときは、領収書及びその写しを添付しなければならない。

（権利の時効）

第６条　この要綱による助成金の請求権は、その助成事由が発生した日から２年間で消滅する。

（助成金の支払）

第７条　理事長は、第５条に規定する請求書等を受理したときは、その内容を審査の上、速やかに助成金を支払うものとする。

２　助成金の支払は、相当額の図書カードを郵送する。

（助成金の返還）

第８条　理事長は、助成金を受けた者が、偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けようとしたとき、又は受けたことが判明した場合は、助成金を交付せず、又は直ちにその者から助成金を返還させることができる。

附　則

この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年 10 月１日から施行する。